

商発第2061号
令和5年10月31日

鳥海山沖洋上風力発電を考える会
共同代表 菅原 善子 様
三原 容子 様
佐藤 秀彰 様

酒田市長 矢口 明子



酒田市沖洋上風力発電事業に関する公開質問に対する回答について

貴会より、令和5年10月11日付けで提出された公開質問に対して、別紙のとおり回答します。

令和5年10月11日付け酒田市沖洋上風力発電事業に関する公開質問に対する回答

問1 洋上風力発電事業についての今後の酒田市の進め方について

洋上風力発電は、酒田市の漁業や環境、景観へ大きな影響を与えるとともに、健康被害のリスクなど、市民生活にも大きく関わる重要な事業です。しかし、酒田市ではこれまで一度も住民説明会を開催しておりません。

当会が7月9日に行った第5回学習会では酒田市から109名の参加があり、多くの発言やアンケートには、相当に関心を持っていても情報が少なく、意見を言う場もないことがうかがえました。アンケートでは説明会や意見交換を求める声が多く、廃業の危機を訴える漁業者の声もありました。今後、法定協議会が設置されれば、住民の代表は市長一人しかおりません。もっと情報を提供し、説明会や市長との対話集会の開催などで、住民の生の声を聞き、合意形成を図る努力をすべきと考えます。

そして法定協議会においては、国の施策に協力するという努力義務があるとしても、市民の代表として、住民の安全安心な暮らしや漁業などの地域産業を守ることを第一義に、予防原則に則った姿勢で議論に臨んでいただきたいと考えます。

◎酒田市では、洋上風力発電事業についてどのように住民との合意形成を図り、どのような姿勢で法定協議会に望むのか、市長の考えをお聞かせください。

回答

酒田市沖の洋上風力発電に関しては、「有望な区域」に選定されたことにより、今後、導入可能性について具体的な議論がスタートするものと認識しています。

本市において、洋上風力発電事業に関する市民の理解醸成が必要と思いますので、酒田市広報令和5年11月1日号の特集として取り上げ、またその中で意見収集も実施します。

また、住民説明会の開催については、「賛成か、反対かと問われる場では参加しにくい」「報道が先行しており、何が本当かわからないので知見のある話を聞きたい」といった声もお聞きするので、開催方法等を含め、山形県と相談のうえ検討しています。

なお、既に議論が先行する地域では、海域先行利用者である漁業者や環境、景観等への影響についてはもちろん、それに加え産業振興に寄与する取組み等、幅広い論点で議論が行われています。本市においても、どのように市民や地域の意見として反映しているのかなどを参考にしつつ、地域で発電される再生可能エネルギーを地域で利用する仕組み、また、その利用による新たな産業の創造や企業の誘致等についても研究し、臨んでいきたいと考えています。

問2 事業想定海域の離岸距離と環境、景観、健康への影響について

酒田市沖の海域は遊佐町沖の延長であり、その設定根拠は着床式で建設可能な水深であることと、直接の利害関係者が明らかな共同漁業権漁場に重ねたものであるとしか考えられません。それは漁業関係者に多大な負担を強いるものであって、魚類や鳥類、海流や漂砂など環境への影響、景観の大幅な改変、そしてなによりも住民の健康被害発生への配慮がなされておられません。

陸側から見る日本海や夕陽の景観の改変もさることながら、飛島定期航路から見る鳥海山、庄内海岸の景観も大きく変わります。はたしてこの景観は、鳥海山・飛島ジオパークにふさわしい景観でしょうか。国指定最上川鳥獣保護区に飛来する野鳥への影響も未知数であり、海洋でのバードストライクの調査は不可能に近いと思われます。

海外諸国での離岸距離の制度は、生態系保全や景観への配慮から12海里(22.2km)以上沖合に離すことになっています(中国や韓国では10km)。一方、遊佐町沖、酒田市沖の離岸距離は5km以内であり、海外では計画することさえ許されない至近距離です。まして酒田市沖では背後地に市街地があり多くの住民が暮らしています。この離岸距離の問題についてはこれまで何度も、国や県に質問してきましたが明快な回答はありません。このような設定は、海外諸国の制度を真っ向から否定するものです。同じ外国製の発電機を使いながら、なぜ日本では影響がないと言えるのでしょうか。私たちはその根拠が見いだせません。

このまま事業を進めれば、日本は、環境や景観、住民の健康に配慮しない、SDG'sの目標にも配慮しない国として海外諸国から批判を受けることになると思われます。

環境、景観、健康、そして沿岸漁業への影響に対する、多くの住民の懸念は、ほとんどがこの異常とも言える離岸距離に起因しています。本年5月16日の参議院厚生労働委員会において、立憲民主党の川田龍平議員が洋上風力発電について質問し、遊佐町沖の計画をして「海外から見れば非常識な計画」と評しましたが、酒田市沖も同様です。環境省では「風車騒音と健康影響の明らかな関連を示す知見は得られていない」と言いますが、現実として「風車病」と呼ばれる健康被害が国内外で発生していることは、紛れもない事実です。

私たちは、風力発電による耳に聞こえない超低周波音を含む騒音や振動による睡眠障害や健康被害について、強い不安を抱えています。既存陸上風車でも、市に苦情が届いていないから被害はないということではなく、影響を感じていても声を上げられない住民もいるということに思いを寄せてください。

もし影響や被害が発生した場合、この洋上風力発電事業は「公害」となり、それはその区域内で事業をするしかない事業者の責任であるのみならず、区域を設定した国、県、市の行政にも責任があることは明らかです。

住民の安全安心な暮らし、健康で文化的な暮らし、そして沿岸漁業などの地場産業を守ることは行政の最重要課題であるはずですが、酒田市では、そのような影響に対し責任をとる覚悟で事業に向かっているのでしょうか。

◎質問2-1

これから設置される法定協議会においては、あくまでも設定された「有望な区域」の範囲内での議論となりますが、酒田市ではこの区域設定の離岸距離について問題なしと考えますか。問題なしの場合、その根拠をお示しください。

回答

洋上風力発電事業は、日本国内のエネルギー確保と地球温暖化対策として再生可能エネルギーの主力電源化の切り札であり、その地域における産業の活性化に繋がる機会があるとされています。一方で、事業実施による漁業や環境、景観に与える影響を心配する声もあります。

酒田市としては、市民が健康に安心して暮らすことのできる地域づくりはもちろん、産業振興による地域の活性化、また、地球規模での温暖化対策など、様々な観点から検討していくことが責務だと考えております。

ご承知のとおり、想定海域は洋上風力発電の導入の可能性やその影響等について、地域での議論を始めるために設定されたものと認識しています。

現時点では、酒田市として問題の有無を判断するのではなく、今後、再生可能エネルギー発電設備の建設に係る海域の利用の促進に関する法律(再エネ海域利用法)に基づく法定協議会の中で、離岸距離が与える影響について、海域先行利用者である漁業者をはじめとする関係者、関係機関と議論が重ねられて判断されていくものと考えています。

◎質問2-2

計画されている洋上風力発電の規模は陸上風力の比ではなく、既存風車との複合的影響による健康被害の増加も心配されます。洋上風力発電を計画する前にまず、稼働後の健康被害発生の変化を比較するための基準データを取るために、既存風車による健康影響等の有無について、沿岸部の風車周辺に住居する住民に対し、アンケート調査等が必要と考えませんか。

回答

ご質問の中で例示された令和5年5月16日の参議院厚生労働委員会の中で川田龍平議員からの質問に対し、環境省大臣政務官は「騒音が頭痛、耳鳴り、高血圧、糖尿病等の直接的な健康影響を生じさせる可能性が低いと表現されたものであり、睡眠影響については騒音そのリスクを増加させる可能性がある」と評価しているところ、騒音の評価の目安となる指針値は睡眠影響を考慮して定めている、「環境省としては、引き続き騒音による影響の未然防止に取り組んだ上で、近年の風力発電施設の大型化や設置台数の増加の傾向も踏まえ、風車騒音についての知見の収集に努めてまいります」と答弁しており、現時点で科学的根拠に基づいた影響分析や評価、その必要性については、国が風車建設による影響を適切に評価する基準値を検討する中で判断されていくものと認識しています。また、令和5年10月11日に開催された国の環境審査顧問会全体会議において、発電所に係る環境影響評価の手引の改定が議題に上がるなど、最新知見を反映するための動きもあります。

本来、選定事業者が、環境影響評価手続きの中で、騒音影響等の予測や評価を行い、

さらに予測評価の方法、結果に対する考え方については住民説明会などの様々なプロセスを経た上で最終的な判断が法に基づいてなされますので、本市がアンケート調査を行うことはありません。

なお、健康被害に関しての心配は、市民の皆さんにとっても大きな関心事であると認識しています。そうした不安については、今後の法定協議会等において、現状の科学的な見解を国に求めていきます。

◎質問 2 - 3

遊佐町沖、酒田市沖の洋上風力発電は「鳥海山・飛島ジオパーク」の理念、構想と調和するとお考えですか。

回答

ジオパークの考え方として、地質遺産から地球の過去を知ることで、現在の私たちが未来を思い描いて今できることを考え、未来のために今できる具体的な行動をおこすことが掲げられています。洋上風力発電導入の可能性を議論する上で、ジオパークの理念や構想と、地球温暖化対策に資する洋上風力発電事業を始めとした再生可能エネルギーの導入拡大については、大きな視点として協調ができるのではないかと考えます。

また、他海域においてもジオパークの認定地域がありますが、国内全てのジオパークが加入している日本ジオパークネットワーク等と意見交換を行っていきたいと考えています。

問 3 洋上風力発電の拠点港湾（基地港湾）指定について

山形県と酒田市は、拠点港湾の指定を受ければ、周辺に事業所が立地し産業振興になると期待していますが、国内に風力発電機を製造するメーカーはなく、洋上風力発電の部材のほとんどが輸入により調達されます。すでに拠点港湾の指定を受けた能代港、秋田港周辺で、今後風力発電機製造工場や関連工場が集積し新規雇用が増えるかは未知数です。秋田港と新潟港の間に、更に拠点港湾が必要なのか疑問に思いますし、また拠点港湾ごとに風力発電関連工場が集積するとは考えられずにいます。

私たちは、酒田北港開発の経験を忘れることはできません。当時、アルミ精錬工場が立地すれば、圧延、加工と関連産業が周辺の工業団地に立地するというバラ色の夢が振りまかれましたが、その夢は住軽アルミの撤退により、いとも簡単に崩れ去りました。洋上風力発電の関連産業が集積するという話は、酒田北港開発の二の舞になるかもしれません。

また酒田市沖洋上風力発電を巡る動きでは、洋上風力発電のデメリットが語られぬ一方、風力発電自体よりも拠点港湾整備を期待する声が大きく、本末転倒と感じられます。

◎洋上風力発電事業に伴う拠点港湾指定、それによる関連工場の集積に期待できると考えますか。もし、できるとお考えのときは、事業所集積にどのような枠組み、構想等を想定しているのかを併せてお書きください。

回答

現在、先行する遊佐町沖の洋上風力発電設備の建設等を行う基地港湾機能を酒田港に誘致するため、山形県では港湾計画の変更手続きを進めており、令和5年10月30日に国土交通省交通政策審議会港湾分科会が開催されましたが、承認された場合には酒田港港湾計画の変更がなされる予定と伺っております。その上で、国が洋上風力発電での拠点港湾(基地港湾)の最適配置を検討した上で指定を行うものと認識しています。

洋上風力発電設備の建設等を行う基地港湾への洋上風力の関連工場の集積や新たな雇用創出の可能性については、洋上風力発電設備は1万点以上の部品から構成されており、その周辺設備や仮設物等を含めると非常に裾野の広いサプライチェーンが期待されるほか、再生可能エネルギーを利用する新たな産業創出の可能性もあると考えています。

先進地で行われている洋上風力発電関連のマッチングイベントでは複数の地元企業がサプライチェーンに参入するなど、早期から効果が出てきている事例もあります。本市においても、酒田市沖の洋上風力発電導入を見据えた洋上風車メーカーとのマッチングイベントやサプライチェーン参入セミナーが山形県主導で行われており、地元企業が参入し、その経済効果が地域にも波及することを期待しています。また、間接効果としては、拠点港の整備及び複数の洋上風力発電事業で港が利用されることで、交流人口の増加による宿泊施設等への波及効果も期待しています。

問4 山形県エネルギー戦略に基づく洋上風力発電について

2012年度に策定された「山形県エネルギー戦略」は、基本構想の第1に「再生可能エネルギーの供給基地化」を掲げ、県外への電力供給を目指しています。そして、2030年度の新たなエネルギー資源の開発目標を電力換算で101.5万kwとし、その約半分の45.8万kwを風力発電でまかなう計画です。これは、酒田市沿岸部に建設された2000kw級の風車200基分以上の規模であり、陸上風車では達成困難な目標でした。

エネルギー戦略策定委員会は、のちに山形県エネルギー政策総合アドバイザーとなる山家公雄氏(2023.6.15退任)(※エネルギー戦略研究所(株)取締役研究所長・元東北公益文科大学特任教授、現京都大学特任教授)が委員長として主導してきました。(※エネルギー戦略研究所(株)は日本風力開発(株)100%出資の子会社)

山家氏は2015年の公益大特任教授時代に「日本海風力コリドー構想」を知事に提言しています。そして、2016年のエネルギー政策推進プログラムの見直し検討委員会でも委員長を務め、参考人として出席した日本風力開発(株)塚脇社長は、酒田沖に洋上風力100基建設すれば戦略は達成できると発言しました。その後策定された後期エネルギー政策推進プログラム(2021~2030)では、洋上風力発電による大規模事業の県内展開が第一の視点に据えられました。十里塚海岸の県と市による風力発電、そして遊佐町沖・酒田市沖洋上風力発電は、山家氏の描いた「日本海風力コリドー構想(2015)」の具体化に他なりません。その山家氏は遊佐沿岸域部会、酒田沿岸域部会の両方にアドバイザーとして名を連ね、事業をリードしてきました。山形県ではこのように、特定の風力発電企業の関係者が県のエネルギー政策の要職に就いて洋上風力発電を推し進めてきており、私たちはかねてから公平性と透明性に問題があると訴えてきました。

今般、洋上風力発電を巡り日本風力開発(株)による贈収賄事件が発生しました。洋上風力発電が利権と不正を生む巨大ビジネスと見られ、クリーンであるべき再エネの行く末に水を差す事案です。「遊佐町沖」「酒田市沖」の洋上風力発電計画も、上記のように日本風力開発(株)の関係者が深く関わる中で策定されてきました。経産省ではこの度の事件を受け、同社に対し補助金交付の停止と、今回促進区域に指定された「青森県沖日本海南側」と「山形県遊佐町沖」の2区域について公募への参加を認めない措置をとりました。

◎質問４－１

私たちは、再生可能エネルギーは小規模分散、地産地消が望ましいと考えます。山形県エネルギー戦略の基本構想「再生可能エネルギーの供給基地化」についてどう考えますか。

回答

2050年カーボンニュートラルを見据えた場合には、小規模分散型と大規模集中型の両輪で検討していくことが重要だと認識しています。

また、山形県エネルギー戦略の基本構想「再生可能エネルギーの供給基地化」については、県内各地域のポテンシャルを活かした発電方式を検討することが望ましいと考えます。

◎質問４－２

酒田市沖は「有望な区域」となりましたが、拙速に「促進区域」を目指すのではなく、今回の事件の顛末も見据え、先行している秋田県の動向や、浮体式の開発動向、海外の諸事情等も調査しながら、事業想定海域の見直しも含めて検討すべきと思いますが、市長の考えをお聞かせください。

回答

洋上風力発電事業を巡る贈収賄事件が発生したことは、一部の事業者が招いた不祥事とはいえ、適切に地元調整を進め運営されている再生可能エネルギー発電事業者への影響も少なくないと想像され、非常に残念に思います。酒田市沖の洋上風力発電の導入を検討していく上では、公平公正な議論と手続きが進められることを望みます。

長期的な視点での洋上風力発電事業としては、技術革新により浮体式の商用化も検討されていることは承知しており、こちらについても、先進地の動向を注視しています。

なお、想定海域の見直しの検討に関しては、質問２-１で回答したとおり、まずは想定海域内において議論を進めていくものと考えています。